

議第23号

三島市介護保険条例の一部を改正する条例案

三島市介護保険条例（平成12年三島市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「24,800円」を「25,500円」に改め、同条第2号中「24,800円」を「35,700円」に改め、同条第3号中「37,200円」を「38,300円」に改め、同条第4号中「49,700円」を「45,900円」に改め、同条第10号中「101,800円」を「104,700円」に改め、同号を同条第11号とし、同条第9号中「86,900円」を「89,400円」に改め、同号を同条第10号とし、同条第8号中「77,000円」を「79,200円」に改め、同号を同条第9号とし、同条第7号中「64,600円」を「66,400円」に改め、同号イ中「第9号イ」を「第10号イ」に改め、同号を同条第8号とし、同条第6号中「62,100円」を「63,800円」に改め、同号イ中「第8号イ又は第9号イ」を「第9号イ又は第10号イ」に改め、同号を同条第7号とし、同条第5号中「54,600円」を「56,200円」に改め、同号イ中「第7号イ、第8号イ又は第9号イ」を「第8号イ、第9号イ又は第10号イ」に改め、同号を同条第6号とし、同条第4号の次に次の1号を加える。

(5) 政令第39条第1項第5号に規定する者 51,100円

附則に次の1条を加える。

（介護予防・日常生活支援総合事業に関する経過措置）

第11条 法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業については、介護予防及び生活支援の体制整備の必要性等に鑑み、その円滑な実施を図るため、平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間には行わず、同日の翌日から行うものとする。

附 則

第1条 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

第2条 改正後の三島市介護保険条例第4条の規定は、平成27年度以後の年度分の保険料から適用し、平成26年度以前の年度分までの保険料については、なお従前の例による。

平成27年2月19日提出

三島市長 豊岡 武士